

武蔵野市公衆無線LAN設置運用基本方針

総務部情報管理課

第1版

変更履歴

版数	変更年月日	変更理由・内容
1	2021/09/01	新規

武蔵野市公衆無線LAN設置運用基本方針

○ 公衆無線LAN設置の目的

市の公共施設及び関連施設（以下、「施設」という。）の利用者のインターネット利用環境を向上させ、災害時においても情報の受発信が可能となるよう、公衆無線LAN（Wi-Fi）を設置する。

○ 対象者

この方針は、施設における公衆無線LANの利用者・管理者を対象とする。

ただし、施設の業務・事務利用のための無線LAN設置・運用については、別途所管部署と情報管理課で協議を行う。

○ 公衆無線LANの設置

各施設の長又は所管部署は、利用ニーズや災害時利用等の面から必要性を検討し、公衆無線LANを設置する。

○ 運用管理

公衆無線LANを設置する施設は運用管理担当者を設置し、その施設及び所管部署にて運用管理責任者を設置する。

○ 事業者への委託

公衆無線LANの設置及び運用管理の実務は、セキュリティ対策などの定期的な保守作業や効率的なサービス提供などの専門性の観点から、公衆無線LANサービスを提供している民間通信事業者に委託して実施することを基本とする。

○ セキュリティ

公衆無線LANの設置及び運用管理は、個人情報保護を最優先とし、盗聴等を防止するため通信暗号化等の設定を実施する。また利用者に対しては、個人情報やパスワードの慎重な取扱いについて周知する。

ただし、万が一の際の追跡性を確保するため、アクセスログの保存等の対策を実施する。

○ 利用規約

運用管理責任者は公衆無線LANの利用規約について別途定め、利用者へ案内し、順守を求める。

- 公衆無線LANサービス名称 (SSID)
公衆無線LANサービスの名称 (SSID) については、利用者が理解しやすいように、「(施設名等) -Musashino City Wi-Fi」を基本として設定する。

- 費用負担
市が設置する公衆無線LANの利用は、基本的に無料とする。
ただし、公衆無線LANを利用するための端末は基本的に利用者が用意し、公衆無線LANを通じて利用する有料サービス等で発生した費用については、当該利用者の負担とする。

- 緊急対応
運用管理責任者は、公衆無線LANの不正利用や重大な脆弱性等を把握した際は、速やかに関係機関と協議を行い、対応を行う。

- 方針の改定
この方針は、今後の国等の方針や技術の進展、セキュリティの動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。このことに伴う変更について運用管理責任者は、速やかな対応に努めるものとする。